

新マルキン事業における変更点について

平成26年9月



一般社団法人

岐阜県畜産協会

Gifu Livestock Industry Development Association

新マルキン事業における変更点について

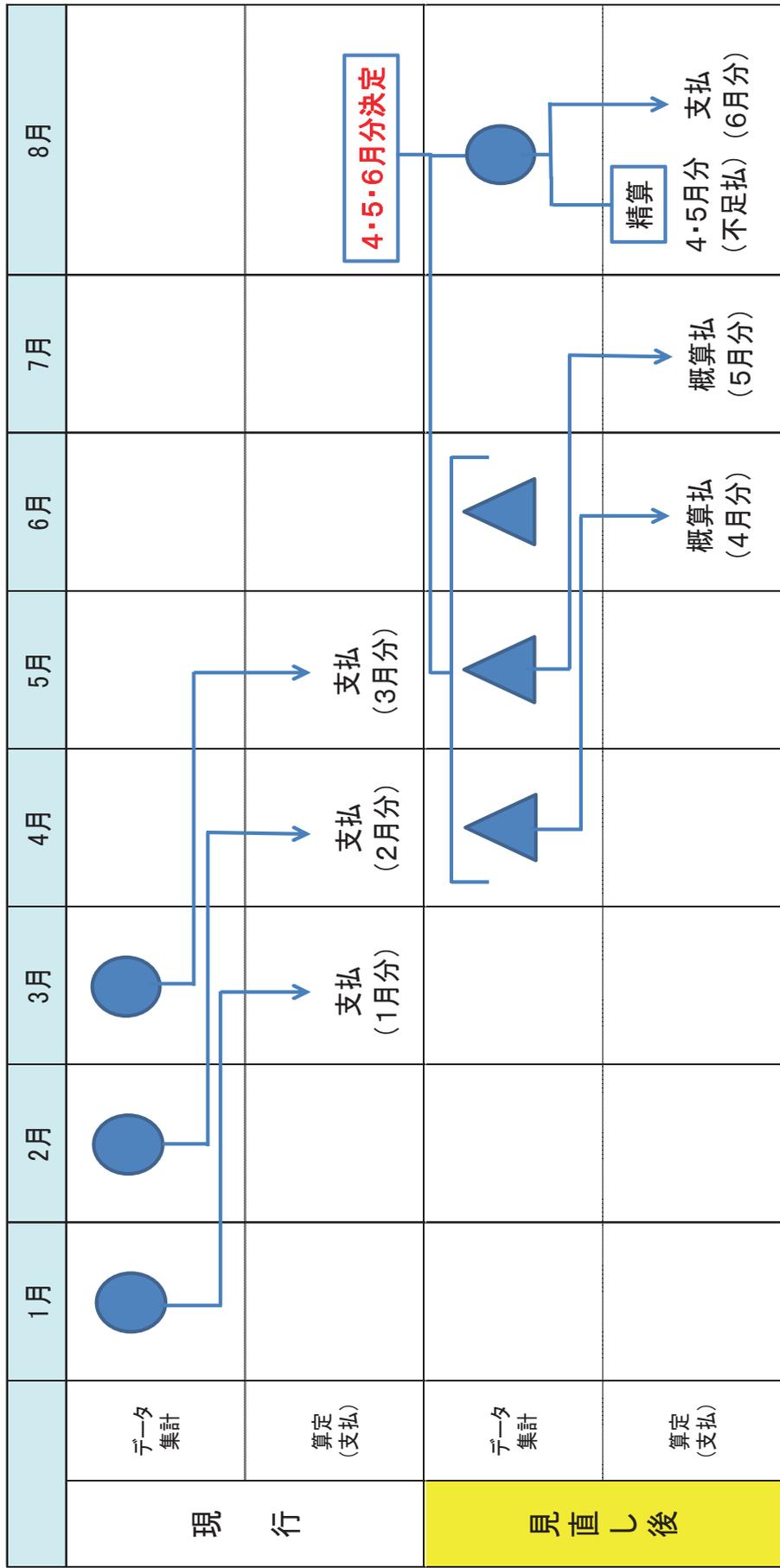
1. 補てん金交付に係る概算払方式の導入について

平成26年度に配合飼料価格安定制度が見直しされ、同制度の補てん単価の決定が補てん対象期間の事前から事後に変更となりました。新マルキン事業では、特例として補てん金の毎月払いを実施しており、配合飼料価格安定制度の補てん金を生産コストの算定に利用しているため、四半期のうちの最初の2ヵ月は概算払とし、決定された同制度の補てん金の単価を加味して、最終月に差額を精算することとなりました。



配合飼料価格安定制度の見直しに係る概算払い方式の導入について

- 平成26年度から、配合飼料価格安定制度の補填金単価の確定が四半期後へ変更。
- 新マルチン事業については、特例措置として毎月払いを実施しているため、交付時期が遅くならないよう、毎月払いを基本とする概算払い方式を導入。



データ確定



データの一部分が未確定

2. 消費税の変更に伴う補てん金算定方法の見直しについて

(1) 平成26年4月から消費税率の見直しが実施されたことから、算定に用いる粗収益ならびに生産コストとも従来の「税込」から「税抜」に変更となります。これは事業の仕組みから、算定に用いる数値の時期が異なるため、異なる税率が混在することによるものです。

(2) 具体例（黒毛和種の場合）

主産物価格（肉牛の売上高）は当月単価、もと畜費は20ヶ月前の単価であること等、項目によって採用する単価の時期が異なります。



補填金単価の算定方法の変更(消費税の取扱い)について

- 平成26年度については、消費税率の変更に伴い、算定方法を従来の税込み(5%)から、税抜きに変更。

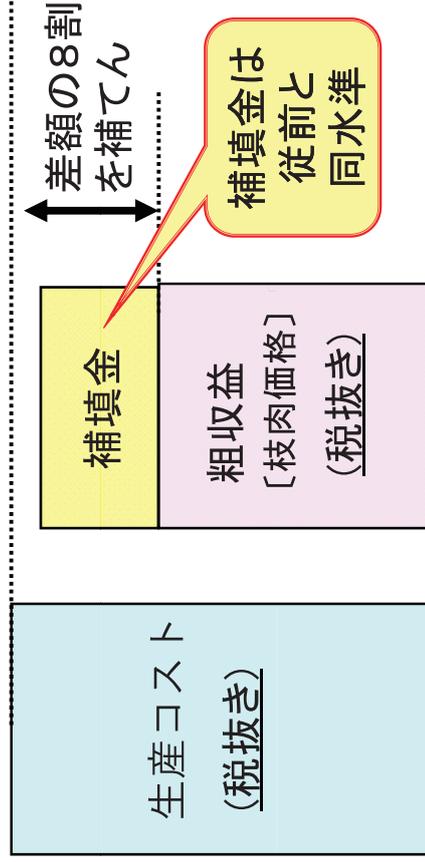
○ 異なる税率が混在

(乳用種：15ヶ月肥育期間で算定)

年月	粗収益	生産コスト(乳用種の例)														
		配合飼料費等														
		15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
3月分																
4月分																
5月分																
6月分																
7月分																
8月分																
9月分																
10月分																
11月分																
12月分																
1月分																
2月分																
3月分																
4月分																
5月分																
6月分																
7月分																
		消費税率：5%														
		消費税率：8%														



税抜きで算定(26年4月分～)



試算(24年度の場合)

区分	肉専用種			乳用種		
	消費税率	試算	消費税率	試算	試算	
	5%の場合	消費税抜き	5%の場合	消費税抜き	消費税抜き	
粗収益 ①	845,699	805,428	288,776	275,025		
生産コスト ②	865,648	828,268	381,676	364,663		
もと畜費	419,403	399,431	91,695	87,329		
配合飼料費	193,834	184,604	199,045	189,567		
家族労働費	69,275	69,275	22,565	22,565		
差額 ③=①-②	▲ 19,949	▲ 22,840	▲ 92,900	▲ 89,638		
補填金単価	15,900	18,400	74,300	71,700		

3. 補助金交付停止措置について

- (1) 契約生産者（法令によって役員、使用人を含む）が畜産関係法令ならびにその他法令に違反した容疑で公訴等をされた場合に、当該契約生産者は肥育牛個体登録を一定期間停止されることとなります。
- (2) この際、適用するか否かならびに停止期間については最終的に独立行政法人農畜産業振興機構にて判断されます。

4. 肉用牛経営安定補完事業との重複補助禁止

新マルキン事業では、繁殖牛が事業の対象外であることから、新マルキン事業対象牛が肉用牛経営安定補完事業のうちの「中核的担い手育成増頭推進事業」の対象となった場合、契約生産者はすみやかに異動報告書を提出して新マルキン事業の対象牛からはずす必要があります。

参 考

1. 生産者積立金単価の推移

生産者積立金単価は過去の枝肉水準および今後採用されるものと畜費等を踏まえて毎年決定されます。

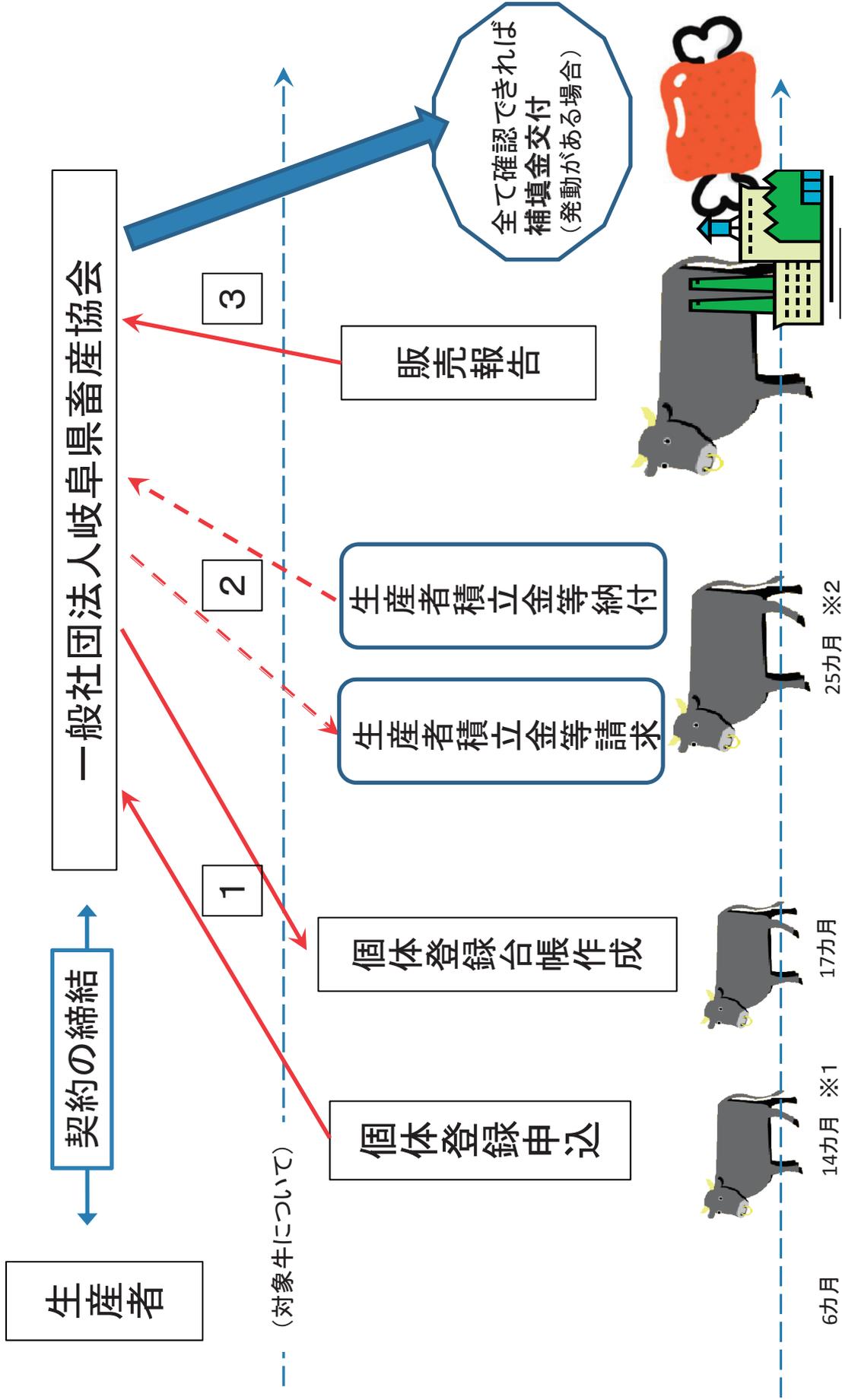
(円/頭)

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
肉専用種	20,000	13,000	13,000	18,000	18,000
交 雑 種	27,800	25,000	30,000	30,000	30,000
乳 用 種	15,000	18,000	30,000	25,000	20,000

2. 全国算定方式の継続

当協会ならびに委託先と協議の結果、地域算定方式への移行については合理的な理由が見つからないことから、当分の間、全国算定方式を継続します。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業の補填金交付までの流れ



※1 満6か月齢から満14か月齢に達する日までに必ず個体登録申し込み

※2 黒毛25か月齢、アガス種等外国種等20か月齢、交雑種22か月齢、乳用種18か月齢に達する日の属する月に必ず納付

※3 積立金納付と販売報告は逆になる場合がある(黒毛を23か月齢で販売等)が、その時は販売報告の後に速やかに積立金等請求し納付をする。